

## 12 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加検討について

### 《提案・要望の内容》

- 政府は、各分野の交渉内容や農林水産業等への具体的対策を語らないまま、ＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との事前協議を進めているが、未だ国民的議論は不十分である。ＴＰＰ問題は第三の開国といわれる國のあり様に関わる重要課題であるため、交渉参加国との事前協議によって明らかになった情報の開示や悪影響を克服する具体策の提案を速やかに行い、ＴＰＰ交渉参加に向けた判断に國民が参加できるよう対応すること。
- 特に、甚大な悪影響を受けることが想定される国内農林業の再生・競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、國民合意が得られるまで時間をかけて議論するなど、國益に適った結論が得られるよう慎重に対応すること。

※政府は、平成24年1月17日を皮切りとして現ＴＰＰ協定交渉参加国（9カ国）との事前協議を開始し、現在、米国、豪州、ニュージーランドとの協議を継続中。

※政府を挙げてＴＰＰに関する國民への情報提供を図ることを目的として、平成24年2月19日より全国9カ所で地域シンポジウムを開催。

### ＜参考＞

#### 「野田首相 記者会見での発言」（平成23年11月11日）

- 12日から参加するアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議でＴＰＰ交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした。（略）我が國の現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させるためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れないといけない。情報収集に努め、十分な國民的議論を経たうえで、國益の視点に立ってＴＰＰについての結論を得ていきたい。

#### 「ＴＰＰ協定交渉の分野別状況」（平成24年3月22日 政府公表資料より抜粋）

- 「物品関税」について、交渉は当初見込みより遅れており、依然、本格的議論を行う状況には至っていない。90～95%の品目の即時撤廃し、残る関税についても7年内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を指示している国が多い。
- 「政府調達」について、対象に地方政府を含めることを目指す国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論している。

## 13 再生可能エネルギーの導入促進について

### 《提案・要望の内容》

- 第177回通常国会で成立した「再生可能エネルギー電気特別措置法」の買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）については、関係団体の要望を踏まえ、実態に即したコスト等を盛り込んで早急に告示するとともに、洋上風力発電についても設定すること。

また、固定価格買取制度が円滑に実施されるための財政支援制度を創設すること。

※買取価格（調達価格）については、3月19日に開催された第3回調達価格等算定委員会において、一般社団法人 太陽光発電協会が土地造成費用・系統連系費用・土地賃借料

・法人事業税等を項目に追加し、単価42円/kWh、期間20年を要望。

※再生可能エネルギー設備の初期投資資金を低利融資する財政支援が必要。

※コスト等検証委員会において洋上風力発電についてもコストの試算がなされている。

- 「規制・制度改革に関する分科会」が平成24年3月29日に公表したエネルギー供給に関する103の規制・制度改革事項について、各省庁が速やかな措置を実施すること。

- メガソーラー発電施設や大規模風力発電施設等と一般電気事業者の送配電線との系統連携がスムーズに実施できるように一般電気事業者を指導するとともに、買取価格は事業着手時の価格を適用すること。

※再生可能エネルギー電気の早期導入のためには、系統連系に要する期間を短縮することが必要。

※大規模施設の場合には、系統連系に要する期間も含めて相当の期間を要する場合があるため、買取価格の適用について配慮することが必要。

### ＜参考＞

調達価格等算定委員会（第3回）一般社団法人 太陽光発電協会要望資料【抜粋】

### コスト等検証委員会試算との比較



費目	コスト等検証委員会
システム規模	
システム規模	1.2MW
劣化率	0%
敷地面積	—
建設費	
システム単価	350千円/kW
土地造成費用	—
系統連系費用	
昇圧費用	—
電源線	—
年間経費	
O&M費用	建設費の1.6%
土地リース費用	—
一般管理費	O&M費用の14%
主任技術者人件費	3,000千円
減価償却・税率	
償却年数	17年
事業税	—
固定資産税	1.40%
法人税	—
撤去費用	
撤去費用	建設費の5%
固定価格買取制度試算	
買取価格	
買取期間	
IRR	

総元	備考
2.0MW	
0.27%	多数の国内メーカーの実例
30,000m <sup>2</sup>	設置に必要な面積
325千円/kW	時系列的なコストダウンを反映
100円/m <sup>2</sup>	会員企業等ヒアリング
15百万円	会員企業等ヒアリング
12百万円	距離1km(単価はコスト等検証委、距離は業界)
建設費の1.6%	コスト検証委
150円/m <sup>2</sup>	会員企業等ヒアリング(現状はかなり高騰)
O&M費用の14%	コスト検証委
3,000千円	コスト検証委
0.70%	電気供給業者として計上必要
1.40%	コスト検証委
—	
建設費の5%	コスト検証委
42円/kWh	
20年	
6%	法人税引き前

コスト検証委員会試算との差

6

## 14 社会福祉法人に対する指導監査権限の強化と行政処分発動基準の明確化について

### 《提案・要望の内容》

- 社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査権限に一定の強制力を付与するため、監査での隠蔽、妨害に対する罰則を整備すること。
- 改善命令等の行政処分の要件を明確にするとともに、具体的な発動基準についてのガイドラインを策定すること。

※監査での隠蔽、妨害に対する実効性ある対応が法的に担保されていない。  
農業協同組合法第99条の4、銀行法第63条には監査での隠蔽、妨害に対する罰則が整備されている  
※社会福祉法第56条第2項の行政処分（改善命令）の要件が抽象的で不明確である。

### ＜参考＞

行政庁による各種法人に対する監査・検査の比較			
対象法人の形態	社会福祉法人	農業協同組合	銀行
根拠法令	社会福祉法	農業協同組合法	銀行法
監査・検査について			
所轄庁（監査・検査の実施主体）	厚生局・都道府県・政令市・中核市	農政局・都道府県	金融庁
監査・検査の根拠条文	第56条（一般的監督）、第70条（調査）	第93条（報告の徵取）、第94条（業務又は会計の状況の検査）、第94条の2（行政庁の監督上の命令又は指示）	第24条（報告又は資料の提出）、第25条（立入検査）
監査・検査の妨害・忌避に関して			
罰則の有無	×（※）	○	○
根拠条文	—	第99条の4（報告、検査の妨害の罰則）	第63条第2号、同条第3号（虚偽の報告、検査妨害、検査忌避）
具体的な罰則	—	・50万円以下の罰金 ・1年以下の懲役、又は300万円以下の罰金	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金

## 15 子ども・子育て新システムの制度設計について

### 《提案・要望の内容》

- 新システムの実施に伴い必要となる財源の確保を確実に行うこと。
- 今後の詳細な制度設計に当たり、自治体、関係者への随時情報提供及び丁寧な説明・協議等を行うこと。
- 充分な財源確保により、配置基準の見直し等を確実に行い、学校教育・保育の質のさらなる拡充を図ること。

※国は、新システムに係る追加財源（年間1兆円）のうち、7000億円を消費税の10%引き上げにより賄う方針であり、残りの3000億円について確保の目処が立っていない。  
※契約等への市町村の関わりが不明であること、総合こども園では3歳未満児の受入を義務化しないこと、制度がわかりにくいくことなど、現場から不安の声も聞かれ、早急に市町村、関係者への丁寧な説明が必要。  
※待機児童解消のための保育の量的拡大の面が優先されているが、待機児童の問題が少ない自治体にとっては、保育の質的拡充も重要。

### ＜参考＞

#### 【保育所保育士配置基準】

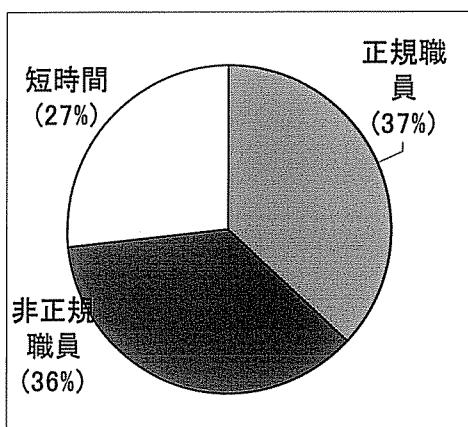
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国基準	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1
県独自加配		4.5:1			

\*平成14年度から県独自で、1歳児について6:1→4.5:1による配置を助成。  
保育関係者からその他の年齢児についても見直しの強い要望が上がっている。

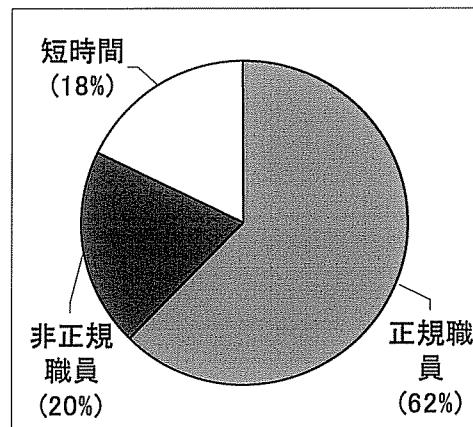
#### 【鳥取県内保育従事者の状況】～公立で約6割、私立では約4割が非正規職員

平成21年度調査

##### ＜公立保育所＞



##### ＜私立保育所＞



## 16 北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について

### 《提案・要望の内容》

○松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。

※昨年北朝鮮の体制が変わり、今年は北朝鮮が拉致を認めて5人の被害者を返した平成14年から10年目の節目に当たることから、拉致被害者御家族も早期解決を期待している。一方、北朝鮮は「衛星」発射実験を行うとしており、拉致問題の解決が不透明な中、北朝鮮の強硬な姿勢が強く懸念されるところ。  
※松本京子さんは、本年10月21日をもって、拉致されてから丸35年が経過する。お母さんの三江(みつえ)さんは歳を重ねられながらも（89歳）、娘の帰国を待ちわびている。兄の孟(はじめ)さんは、拉致問題に積極的に取り組んでこられた大臣の取組に期待しておられる。

### <参考>

#### 【政府認定拉致被害者】

①松本京子さん（米子市出身、当時29歳）：昭和52（1977）年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。

※平成18（2006）年11月20日、政府が拉致被害者と認定  
(全国で17人目、県内初)



#### 【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】※特定失踪者問題調査会の公表による

②古都瑞子さん（日南町出身、当時47歳）：昭和52（1977）年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



③矢倉富康さん（米子市出身、当時36歳）：昭和63（1988）年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



④上田英司さん（伯耆町出身、当時20歳）：昭和44年（1969）11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



## 17 マイナンバー制度について

### 《提案・要望の内容》

- マイナンバー制度の導入に伴うシステム構築（改修）に係る経費は国が全額負担するとともに、具体的なシステム構築（改修）内容を早期に示すこと。

※マイナンバー制度の導入に伴い、地方では情報提供ネットワークシステムとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となるが、マイナンバー制度は国家的な情報基盤であることから、それに係る経費は国が全額負担すべきである。

※システム構築（改修）には設計から運用まで長期間を要し、十分な準備期間が必要となる。

- 情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシステムについては、地方自治体を含む番号利用機関の業務システムと直接接続されることから、その仕様については地方自治体と十分協議を行うとともに、番号利用開始時期までに業務システムを改修できるよう早急に仕様を確定すること。

※業務システムの改修には長期間を要するが、情報提供ネットワークシステムの仕様が判明しなければ改修を行うことができない。

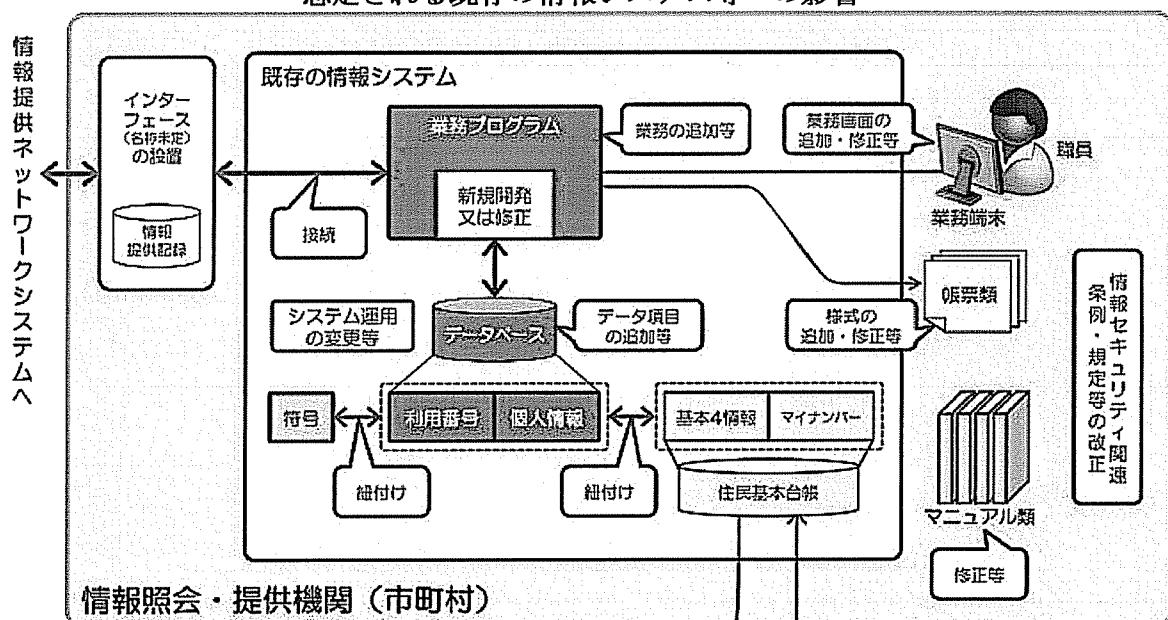
- 地方公共団体情報システム機構の運営にあたっては、十分な根拠をもって収支を見込むとともに、地方の財政負担を最大限縮小すること。

※地方公共団体情報システム機構法案では、地方公共団体情報システム機構の運営費用について、定款で定めるところにより地方公共団体が負担することとなっている。また、改正後の住民基本台帳法や公的個人認証法では、地方公共団体情報システム機構が国の機関等から情報提供手数料を徴収する規定がある。

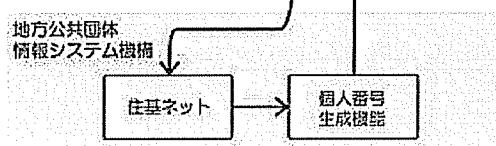
※国においては、マイナンバー制度の導入に伴い、国の機関等からの情報提供手数料の大幅な増収が見込まれるとされているが、具体的な根拠を示した上で、その妥当性や国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の理解を得る必要がある。

### <参考>

#### 想定される既存の情報システム等への影響



※ マイナンバーを扱う業務について情報システムが整備されており、情報提供ネットワークシステムと直接接続する場合の一例



## 18 「鳥取発次世代社会モデル創造特区」の地域活性化総合特区への指定について

### 《提案・要望の内容》

○地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけることで、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る「鳥取発次世代社会モデル」の創造により地域活性化を図る鳥取県西部圏域を地域活性化総合特区に指定していただきたい。

### <参考> 申請の概要

#### 名称：鳥取発次世代社会モデル創造特区

区域：鳥取県西部圏域（米子市をはじめ西伯郡や日野郡など2市6町1村からなる地域）

目標：地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけることで、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る鳥取発次世代社会モデルを創造し、この好循環により地域活性化を図る

#### （評価指標と目標数値）

①暮らしの豊かさ意識を示す「とつとり幸せの感じ方指標」を評価指標として設定

　とつとり幸せの感じ方指標（総合）61.19ポイントを7.5ポイント向上 等

②各モデル事業の進捗把握に関する評価指標を設定

　e-モビリティ導入73台、無停電対象49世帯、健康指導プログラム参加者数1,000人 等

#### 事業：とつとりスマートライフ・プロジェクト

豊かさを実感できる暮らしの実現に効果的なテーマを生活者視点から設定して各種モデル事業を実施することで、地域課題の解消と新事業の創出の好循環を生み出していく起點となるプロジェクトを実施していく

#### 〔コアとなるモデル事業〕

実現を支える地域資源や強みがあり、かつ意識調査で生活満足度への重要度と施策への期待度が高かった以下の3つの実証事業を実施し、有効性を検証

①商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス（実施エリア：米子市中心市街地）

　商店街でe-モビリティ（小型電動移動体）等を用いて市街地の利便性を高めるEVカーシェアリングを地域の再生可能エネルギーを活用して実施し中心市街地の活性化を図る

②再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス（実施エリア：江府町下蚊屋地区等）

　再生可能エネルギー（小水力発電）を活用し、災害等による停電時でも必要最低限の電力を供給できる仕組みを構築し、無停電地域を作り暮らしの安心向上を図る

③健康情報を高度利用する健康づくりサービス（実施エリア：南部町）

　健康診断、アミノ酸分析結果等の健康情報を集約し、地域の傾向や住民それぞれの健康状態に合わせた新たな健康指導プログラムの提供等の健康づくりサービスを創出する

#### 新たな規制の特例措置の提案：

- ・ワンウェイ（乗り捨て）型カーシェアリング事業を実施する場合のルール設定（道路運送法）
- ・災害時における電力供給の電圧（下限）に関する規制緩和（電気事業法）
- ・健康情報を利活用する場合の調査票情報の提供に関する規制緩和（統計法）
- ・住民調査対象者抽出の際の住民票の写しの交付に関する規制緩和（住民基本台帳法）等

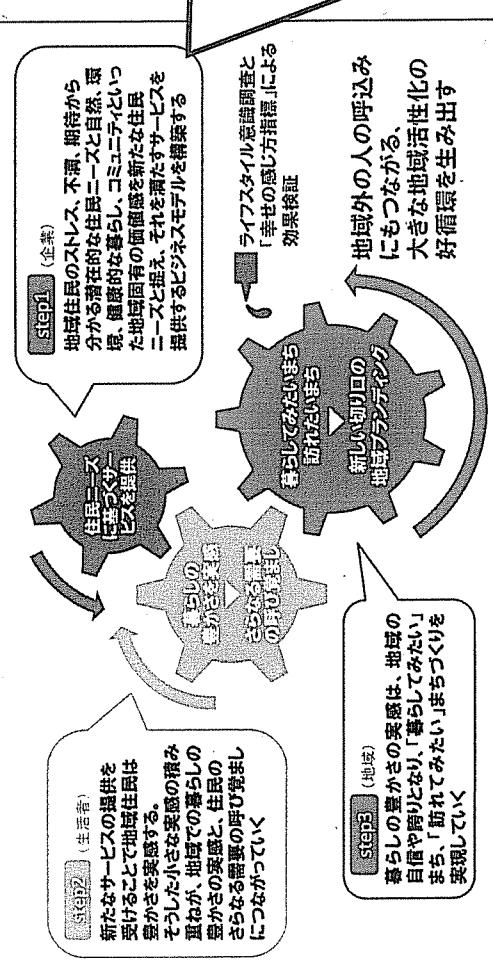
#### 地域の責任ある関与：

- ・県は独自の支援策（事業補助、利子補給）を予算措置
- ・地元自治体（米子市、南部町）は実証事業に必要な経費を予算措置 等

# 鳥取県次世代社会モデル創造特区

- ▷ 独自のビジネスモデル構築手法により、生活者視点から新しい需要を開拓する新製品・新サービスを開発
- ▷ 規制の特例等を用いて社会サービス実験を行い、地域課題の解消と新事業創出の好循環を生み出す

## 【目指す地域像】需要の呼び覚ましによる地域活性化の好循環

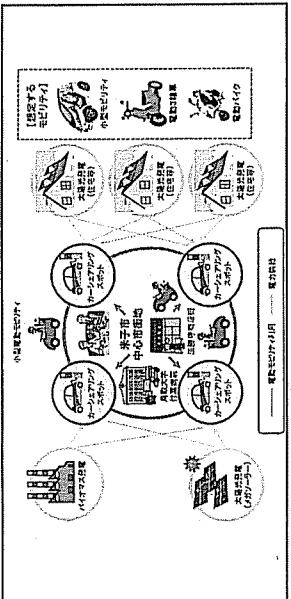


## 【取り組む事業の内容】

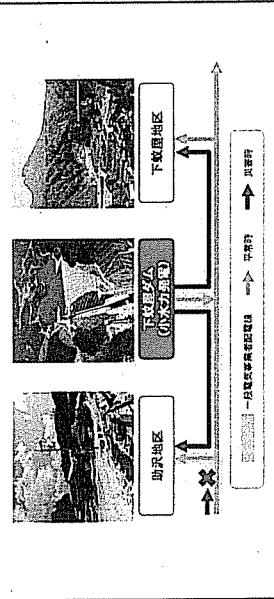
### とつどリスマートライフ・プロジェクト

豊かさを実感できる暮らしの実現に効果的なテーマを生活者視点から設定して各種モデル事業を実施することと、地域課題の解消と新事業の創出の好循環を生み出ししていく起點となるプロジェクトを実施していく

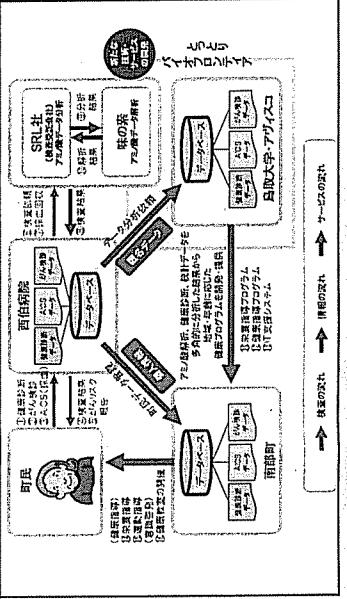
#### 【モデル事業①】 商店街の利便性を高めるe-モビリティ 高交通サービス



#### 【モデル事業②】 再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス



#### 【モデル事業③】 健康情報を高度利用する健康づくりサービス



住民ニーズが高く、取組を支える地域資源があるものを  
モデル事業に選定

## 19 ポリテクセンターの都道府県移管について

### 《提案・要望の内容》

- ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないよう必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。

### 〈参考〉

- 「雇用・能力開発機構の廃止について」の概要（平成20年12月24日閣議決定）  
・ポリテクセンター等を（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行う。  
・あわせて、受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移管する。

### ○独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年4月22日成立）

- ・法に含まれるポリテクセンターの移管条件では、財政的に受け入れは困難。

#### 〈法におけるポリテクセンターの都道府県への移管条件〉

区分	施設の譲渡額	施設の運営費
機構職員の 引受割合	1／2以上	無償
	1／3以上	8割減額
	1／3未満	5割減額
備考	平成26年3月31日までの間に移管	平成26年3月31日までに移管された施設について移管後2年度間に限定

- ・資産の譲渡に当たっては、「ポリテクセンターの機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるとき」との条件が付されており、職業訓練の内容を国が制限し、地域の実情に応じた職業訓練の実施が制限されることが懸念される。

〈ポリテクセンターの機能を維持することができると厚生労働大臣が認める基準〉

（厚生労働省告示第184号）

- ・職業訓練に係る科目、内容、定員等について、特段の理由のない限りこれらを縮減することなく、当該職業訓練の規模及び質を維持すること。

#### 【ポリテクセンター移管に係る当県の考え方】

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成一体となって行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。

→ 当県が示す受入条件が満たされれば、当県が必要と判断したポリテクセンターについて移管を希望。

#### 〈本県の受入条件〉

- ・施設設備は無償譲渡すること。
- ・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
- ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。
- ・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。

## 20 企業立地促進法に基づく支援対象の拡充について

### 《提案・要望の内容》

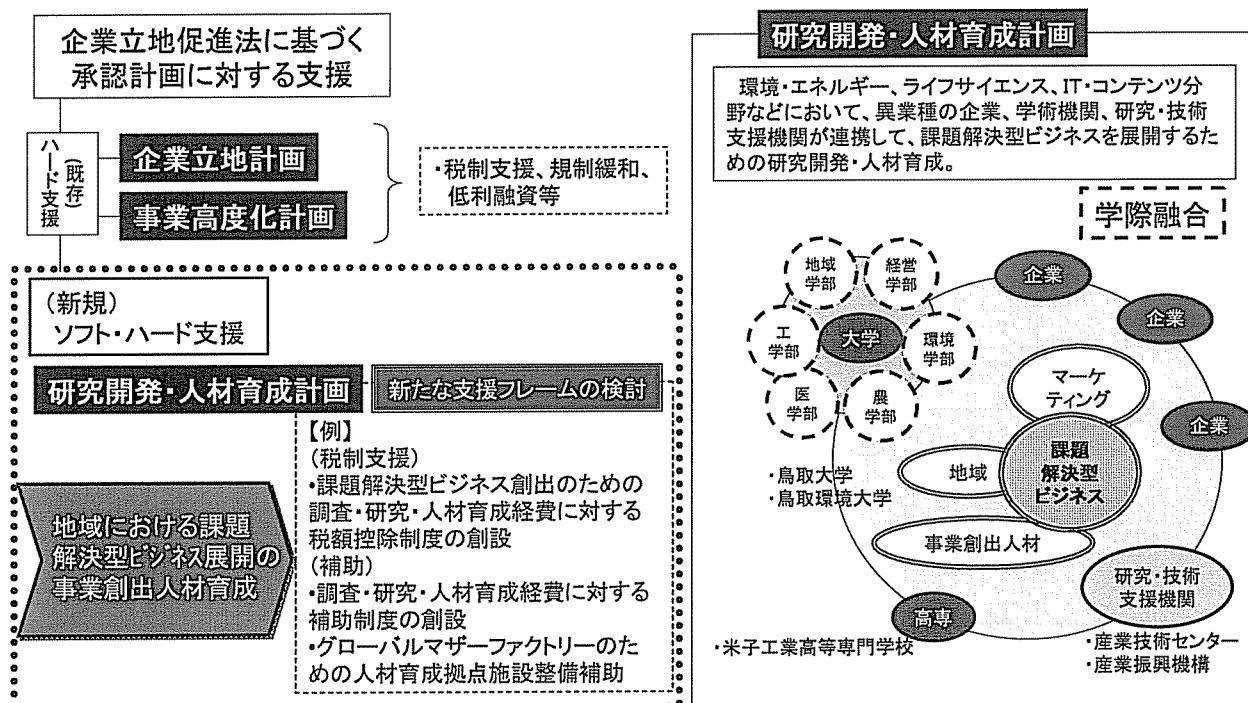
- 新規立地に重点を置く現行の企業立地促進法に基づく支援を、高度・先進技術型の「グローバルマザーファクトリー（GMF）」に向けた取組にも拡充し、国際競争力をもった新たな産業集積を目指し、地域経済の活性化・産業の高度化に資するよう企業立地促進法の改正を行うこと。
- また、地域・時代が求めるニーズに合った課題解決型ビジネス、地域雇用を創出するサービス業を展開するため、異業種の企業、学術機関、研究・技術支援機関が連携して取り組む研究開発・人材育成に対する支援（グローバルマザーファクトリーのための人材育成拠点施設整備補助等）を企業立地促進法に盛り込むこと。

※近年、地域経済をとりまく環境が大きく変化し、超円高・エネルギーコスト高による企業の海外展開・国内生産拠点の再編が加速。さらに国内需要の落ち込みにより、マザーワーク場も集約の方向。

※これまでの、投資・雇用促進支援による企業立地施策のみでは限界があり、高度・先進技術をベースとした課題解決型ビジネスへのシフトが必要。

### ＜参考＞

#### ○新たな支援策の方向性



## 21 「国際まんが博」及び「第13回国際マンガサミット鳥取大会」の開催への支援について

### 《提案・要望の内容》

- 「国際まんが博」について、「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業」で支援すること。
- 平成24年度の文化庁メディア芸術祭地方展を鳥取県において開催すること。
- まんがやアニメを活用した観光振興をはじめ、地域文化育成・人材育成に関する取組に対し支援すること。
- まんがやアニメの関連イベントの実施など、地域活性化の取組に対し支援すること。

※本県は、国際的にも活躍している水木しげる氏、青山剛昌氏、谷口ジロー氏をはじめ多くの漫画家を輩出していることから、「まんが王国とっとり」を掲げ、まんがをテーマとした観光客誘致に取り組んでいる。

#### ※国際まんが博の開催

- ・開催日：平成24年8月4日（土）～11月25日（日）
- ・場所：鳥取県内全域

#### ※第13回国際マンガサミット鳥取県大会の開催

- ・開催日：平成24年11月7日（水）～11日（日）
- ・メイン会場：米子コンベンションセンター
- ・大会テーマ：「食」と「海」

※国際マンガサミット鳥取大会では、東アジア（日本・韓国・中国・香港・台湾・マレーシア・マカオ・フィリピン）を中心とした多くの漫画家が一堂に集まる予定。

※本県は、国際マンガサミット鳥取大会が開催される本年を「まんが王国とっとり建国イヤー」と位置づけ、漫画・アニメの分野をクローズアップした取組を県内各地で実施し、地域文化のさらなる振興を図っていく。

### ＜参考＞

(国際まんが博開催)



(まんが名場面MAP)



## 22 世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について

### 《提案・要望の内容》

- ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。  
(例) 国と日本ジオパークネットワークが連携した国内外アピール活動 等)
- ジオパークに親しむ観光の充実や教育活用の促進に関する取組を支援すること。  
(例) 国内ジオパーク地域が取り組むジオパーク活用に係る取り組みへの支援 等)
- ジオパークエリア内の施設整備等に係る権限と財源の関西広域連合への移譲を進めること。  
(地方環境事務所の国立公園の保護管理に係る事務・権限等の移譲)

※科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的とした「ジオパーク」が、ユネスコ支援のもと、主に欧州や中国で取り組まれており、平成16（2004）年には「世界ジオパークネットワーク」が設立。

※国内において日本ジオパークに認定された地域の集まりである「日本ジオパークネットワーク」が平成21年5月に設立。

※世界的な組織である世界ジオパークネットワークには、国内では山陰海岸ジオパーク（鳥取県、兵庫県、京都府）のほか4地域が加盟（洞爺湖有珠山、糸魚川、室戸、島原半島）したのをはじめ、各地でジオパークの取り組みが活性化  
《ジオパーク活動地域》平成23年11月現在  
25都道府県：31地域（世界ジオパーク5、日本ジオパーク15、認定を目指す地域11）

※国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだ低く、国内加盟地域の紹介を含め国レベルでのPRが重要

※ジオパークエリアの地質学上の貴重な価値を保全整備し活用するためには、ジオパークエリアの自治体の迅速かつ効率的な施設整備等の推進が不可欠

<参考>

(鳥取砂丘)

#### (山陰海岸ジオパーク)

##### ○ジオパークテーマ

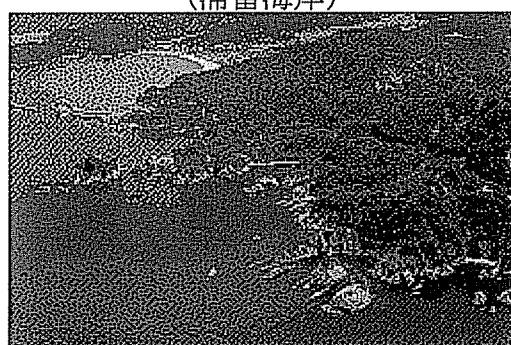
日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

##### ○主な地形・地質学的特徴

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見サイト（玄武洞）
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）



(浦富海岸)



## 23 三徳山の世界遺産登録に向けての取組について

### 《提案・要望の内容》

- 三徳山の世界遺産登録に向けて暫定リストを拡充し、新たな遺産の追加登録を行うこと。
- 三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。

※三徳山は、三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」にいたる行者道の道程にある懸造の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿渓、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷をへて、今も日本の山岳信仰の原型を伝えている。また、国の名勝及び史跡に指定されており、投入堂をはじめとした山内の建造物群及び、三仏寺所有の仏像や銅鏡などは国重要文化財にも指定されている。

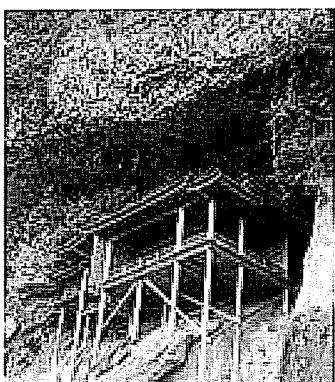
※当県では、暫定リスト入りに向け、調査・研究が特に重要であると位置づけ、地元三朝町と共に、考古学的調査や自然環境調査など、多角的な視点からの調査・研究に取り組んでいるところ。

### 〈参考〉

#### ○これまでの三徳山の世界遺産登録に向けた取組

H13年度	三朝町が世界遺産登録を目指す運動を開始
H14年度～	調査研究、情報発信等の取組を推進
H16年3月	三徳山世界遺産登録運動推進協議会の設立
H18年度	開山1300年祭の開催 三徳山御幸行列を50年ぶりに復活 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を提出したが、継続審査との回答
H19年度	国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を再提出 三徳山三仏寺本堂の保存・保護事業を開始
H20年度	H19年度に再提出した提案書について暫定一覧表の追加記載とならず 自然環境調査を開始
H21年度	鳥取大学との合同シンポジウム、三朝町による発掘調査及び測量調査、地元住民等による文化資産学習会等の実施
H22年度	シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、行者道保存修理の検討（23～27年度に工事実施予定）

(国宝 投入堂)



(名勝 小鹿渓)



(重文 木造藏王権現立像)



## 24 『三徳山』の大山隠岐国立公園への編入について

### 《提案・要望の内容》

- 国指定名勝及び史跡「三徳山」の地域について、自然環境の保護・保全とその適切な利用を図りながら将来に引き継いで行くため、地理的かつ歴史的にも関係の深い大山隠岐国立公園の一部として編入すること。

### <参考>

#### [要望の背景・経過]

- 本県の中部に位置する三徳山は、特徴ある地形や貴重な動植物が生息することから、昭和29年に三朝東郷湖県立自然公園に指定し、県と三朝町が連携して地域の自然環境を保全してきている。
- この地域は、急峻な小さな尾根や谷、断崖など複雑な地形で形成されており、低標高地にありながら冷温帯にみられる植生が存在するとともに、国宝投入堂をはじめとして、国指定重要文化財の文殊堂など多数の文化財も擁している。さらに、地域一帯には国の天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ多くの野生動物の生息地としても知られ、生物多様性保全の観点からも極めて重要な区域である。
- 平成22年11月26日、国立公園指定に向けた「自然環境調査」の実施について、環境省中国四国地方環境事務所に対して三朝町と連携し要望書を提出。また、平成23年10月13日及び同年12月20日に環境省本省に対し要望書を提出。
- 平成24年2月、本県からの要望等を受けて、環境省中国四国自然環境事務所と協議を重ねたところ、三徳山エリアの特殊性・希少性について以下の評価をいただいているところ。
  - 三徳山の県立自然公園第1種・第2種特別地域のエリアは、常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布しており、西日本でもほぼここにしかなく、極めて希少。
- 現在、国の評価を受けて、地域の想いや意向が反映されるよう、三朝町、地元、県関係機関の意見集約を行っており、三朝町と連携しながら、推進母体の立ち上げやシンポジウム開催など、地域の方々の機運の醸成や体制づくりについて準備を行っているところ。



## 25 スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について

### 《提案・要望の内容》

- スポーツツーリズム・エコツーリズムを訪日旅行促進事業(ビジットジャパン)の主要施策として位置付け、地方の取組について積極的な参画・支援を行うこと。

※スポーツツーリズム先進モデル事業（ワントップサービス拠点整備）への支援

- ①鳥取県が目指す韓国及び台湾との共同開催自転車イベントの実現化への支援  
→ アジアのサイクリングブームを受けて「ツール・ド・アジア」開催を目指す。

※本県は県西部をモデル地域としてスポーツツーリズム推進に取り組んでいる。

サイクリングロードの整備やサイクリング大会の国際化を進めることにより、観光客の増加を目指している。最近では、韓国以外にも台湾をターゲットとし、台湾サイクリング協会及びメディアの招請を行うとともに、台湾人向けにサイクリング旅行商品造成に向けた働きかけを行うなどプロモーション活動を積極的に展開している。

- ②鳥取県内にあるシンボリックなサイクリングコースのPR支援

※「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」開催に向けての支援

- ①日本エコツーリズム協会と鳥取県の共同開催予定のエコツーリズム国際大会  
2013への観光庁の共催参画とキーパーソン（国際的著名人）への出席要請協力

- ②エコツーリズムメニューの拡充・情報発信への支援

- ③エコツーリズム国際大会招致PRへの支援  
→ 観光立国ナビゲーターの「嵐」のプロモーション協力

(例) エコツーリズム国際大会プロモーションDVD、ビデオレターなどの応援団として「嵐」の出演等

### ＜参考＞

○おすすめウォーキングコース・サイクリングコースの設定などを行い、若者・家族のスポーツ活動を活性化し、水や自然・暮らしなどの「地域文化」の魅力を伝える体験プログラムの充実など、エコツーリズム国際大会誘致の地元機運を高める。

○台湾及び韓国など登山やウォーキング・サイクリングなどを日常的に楽しむ人が増え、国内外でエコや健康志向がより一層高まっており、生涯スポーツがライフスタイルとして定着しつつある。

→ 世界各国が抱いている震災後の日本の不安イメージを払拭するため、空前のアウトドアブームに沸くアジア各国（台湾・韓国・中国）と日本の民間レベルでのスポーツ交流イベントを共同開催し、安心・安全をアピールする。

#### スポーツ環境の蓄積

Ex. トライアスロン、シートーサミット、日韓ウォーク、ツールド大山、登山など

#### スポーツツーリズムの聖地

国際リゾートへ  
→インバウンドの拡大  
→ビジットジャパンの実現

大山の自然、名水の郷、古事記など歴史文化、温泉・生活文化・健康など

#### エコツーリズム素材の宝庫

## 26 外国人観光客誘致に係る地方への配慮について

### 《提案・要望の内容》

○外国人観光客誘致に意欲的に取り組んでいる地方への支援を強化すること。

＜特に（重点的に）支援強化いただきたい事業＞

- ・訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）による地方の観光魅力の発信のためのFAMツアーア実施、広報宣伝などのプロモーション経費の財政支援
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備地方拠点（鳥取県西部）における、情報発信、言語対応サービス、決済などの受入環境整備に係る積極的支援

※当県の外国人延べ宿泊数は、平成23年に24,660人と東日本大震災の影響を受けたにもかかわらず、対前年比で約7%の伸びであった。

※訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）を地方公共団体と共同で実施するビジット・ジャパン・キャンペーン事業の地方連携予算の重点配分

- ・主な事業：海外の新聞・雑誌等への広告掲載、海外メディア・海外旅行会社の招請など

※観光庁は、今年4月に訪日外国人旅行者の受入を総合的に推進するため、全国19箇所の「戦略拠点（5）」及び「地方拠点（14）」を選定し、鳥取県からは「鳥取県西部」が地方拠点に選定されたが、「鳥取県中部」は選定を見送られた。

### ＜参考＞

《平成23年外国人の県内宿泊状況》（出展：「宿泊統計調査」（観光庁））（単位：人）

区分	韓国	中国	台湾	ロシア	その他	合計
	(14,920)	(1,370)	(1,990)	(630)	(4,150)	(23,060)
宿泊者数	13,570	2,620	2,610	570	5,290	24,660
対前年比	90.1%	190.5%	131.7%	90.5%	127.5%	106.9%
シェア	55.0%	10.6%	10.6%	2.4%	17.5%	100%

・上段（ ）書きは前年実績

《平成23年度の外国人観光客受入環境整備における主な取組内容》

区分	主な取組内容	地方拠点の選定結果
鳥取県西部	<ul style="list-style-type: none"><li>・県が外国人観光客受入環境整備のモデル地区に3地区を指定（鳥取県西部：23.8、鳥取県中部：23.9、鳥取市：24.1）</li><li>・モデル地区の現状評価及び改善策の検討・策定等について専門家を招致して実施</li></ul>	○
鳥取県中部	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状評価は観光庁指定様式のチェックシートにより実施</li></ul>	×
鳥取市	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成24年2月に観光庁が募集を行った「地方拠点」に「鳥取県西部」及び「鳥取県中部」が応募</li></ul>	—

## 27 外航クルーズ客船寄港に伴うC I Q体制の確保について

### 《提案・要望の内容》

○地方における外航クルーズ客船の寄港について、円滑な受入れを行うため、十分なC I Q体制の確保と港湾への柔軟な配置を行うこと。

※平成23年11月に設立されたアジア・クルーズ・ターミナル協会に境港が加盟し、アジア地域の中国、台湾を中心とした、外航クルーズ客船の誘致を積極的に行う。※外航クルーズ客船の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠。特に平成24年以降、乗客2,000人級の大型クルーズ客船をはじめ、相当数のクルーズ客船の寄港が予定されており、一層の円滑な手続きが急務。

(1) 海外臨船入国手続きの実施。  
(2) 境港におけるC I Qにかかる人員体制の確保。

鳥取県内にあるC I Q各機関からは、現在国際定期貨客船と国際航空定期便が運行している日・火・金・土曜日は対応が難しいと言われており、誘致活動への影響が懸念。

航路：「D B S クルーズフェリー」毎週金曜日入港、土曜日出港 乗客定員430人  
空路：「米子-ソウル便」 毎週日・火・金曜日運航 乗客定員140～177人

<参考>

○境港へのクルーズ船の寄港予定

### 平成24年

寄港日	寄港船舶			備考
	船名	国	乗客定員	
4月下旬	オリオンⅡ	豪	100名	ファーストポート
5月上旬	オリオンⅡ	豪	100名	ファーストポート
5月中旬	オリオンⅡ	豪	100名	ラストポート
5月下旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ファーストポート
5月下旬	オリオンⅡ	豪	100名	ファーストポート
6月上旬	コスタ・ヴィクトリア	伊	1,928名	
6月下旬	オリオンⅡ	豪	100名	ラストポート
7月上旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ファーストポート
7月中旬	ぱしふいっくびいなす	日本	644名	
7月中旬	ぱしふいっくびいなす	日本	644名	
7月中旬	ぱしふいっくびいなす	日本	644名	
8月上旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ラストポート
8月下旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ファーストポート
9月下旬	ふじ丸	日本	600名	
10月中旬	飛鳥Ⅱ	日本	872名	
9月以降	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	5回程度検討中

### 平成25年

寄港日	寄港船舶			備考
	船名	国	乗客定員	
5月中旬	サン・プリンセス	米	1,990名	
5月中旬	クリッパー・オデッセイ	米	128名	ファーストポート
7月上旬	サン・プリンセス	米	1,990名	ファーストポート
10月中旬	ボナン社新造船	仏	未発表	ラストポート
未定	ボイジャー・オブ・ザ・シーズ	米	3,114名	検討中
〃	ダイヤモンド・プリンセス	米	2,670名	検討中

# 要望

## 「外航クルーズ」の日本海側拠点港の計画実現に必要な機能強化 外航クルーズ客船寄港に対応した CIQ体制の確保

### CIQ体制の確保について

#### 【クルーズ客船 今後の寄港予定】

平成24年5月以降、乗客1,000人級の大型クルーズ船の寄港が年10回以上予定

#### 【課題】

- 入国手続きを2時間程度で終えることが不可欠
- 現在の7ブースでは、2時間で700人が限界であることから、十分なCIQ体制と柔軟な配置が急務

#### 境港へのクルーズ客船寄港が活発化

- ・2012年⇒20回程度
- ・2013年⇒4客船(大型外航クルーズ船)の境港寄港が決定・検討中

#### 2012年境港クルーズ客船寄港予定

寄港日	寄港船舶			備考
	船名	国	乗客定員	
4月下旬	オリオンⅡ	豪	100名	ファーストポート
5月上旬	オリオンⅡ	豪	100名	ファーストポート
5月中旬	オリオンⅡ	豪	100名	ラストポート
5月下旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ファーストポート
5月下旬	オリオンⅡ	豪	100名	ファーストポート
6月上旬	コスタ・ヴィクトリア	伊	1,928名	
6月下旬	オリオンⅡ	豪	100名	ラストポート
7月上旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ファーストポート
7月中旬	ぱしふいいくびいなす	日本	644名	
7月中旬	ぱしふいいくびいなす	日本	644名	
7月中旬	ぱしふいいくびいなす	日本	644名	
8月上旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ラストポート
8月下旬	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	ファーストポート
9月下旬	ふじ丸	日本	600名	
10月中旬	飛鳥Ⅱ	日本	872名	
9月以降	クラブ・ハーモニー	韓国	1,000名	5回程度検討中

#### 2013年境港クルーズ船寄港予定

寄港日	寄港船舶			備考
	船名	国	乗客定員	
5月中旬	サン・プリンセス	米	1,990名	
5月中旬	クリッパー・オデッセイ	米	128名	ファーストポート
7月上旬	サン・プリンセス	米	1,990名	ファーストポート
10月中旬	ポナン社新造船	仏	未発表	ラストポート
未定	ボイジャー・オブ・ザ・シーズ	米	3,114名	検討中
"	ダイヤモンド・プリンセス	米	2,670名	検討中

#### 「アジア・クルーズ・ターミナル協会(ACTA)」へ加盟(6カ国7港)

平成23年11月15日、シンガポールのクルーズフェリーターミナル運営会社である「シンガポールクルーズセンター(SCC)」が中心となって、「アジア・クルーズ・ターミナル協会(ACTA)」を設立

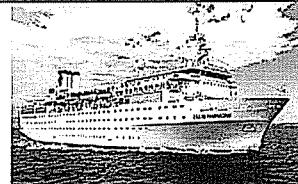
### 仮設ターミナルによる暫定運用



境港国際旅客ターミナルのCIQ施設

- 出入国審査… 7ブース
- 植物防疫 … 1ブース
- 動物検疫 … 1ブース
- 税関 … 4ブース

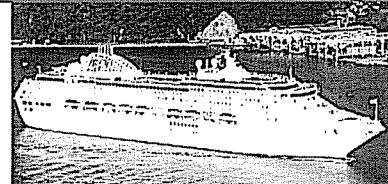
#### 2012年 クラブ・ハーモニー 境港に年10回程度寄港



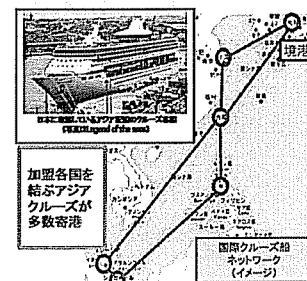
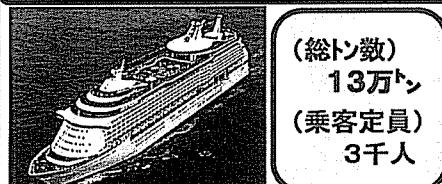
#### 2012年6月7日 コスタ・ヴィクトリア寄港



#### 2013年寄港決定 サン・プリンセス



#### 2013年寄港検討中 ボイジャー・オブ・ザ・シーズ



## 28 国内地方航空路線の拡充等について

### 《提案・要望の内容》

- 平成25年度の羽田空港再拡張に伴う発着枠の拡大に際しては、国内路線に十分な規模の枠を確保し、米子・鳥取一東京便の増便等に活用できるよう、特に地方路線に優先的に配分すること。
- 羽田空港からの始発便が利用しやすいダイヤ設定となるよう、羽田空港の発着枠において、国内線に利便性がよく需要の大きい時間帯については、設定可能便数の増加など柔軟な対応を行うこと。

※鳥取県には新幹線がなく、高速道路も含めた高速交通網は依然として不十分であり、首都圏への移動を大きく航空便に依存。鳥取県にとって、航空便は、産業振興、企業誘致、定住促進、観光誘客等、地域の存立と活性化のための命綱であり、その充実を図り、利用者の利便性を高めることが地域活性化及び観光振興にとって喫緊の課題。

※羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、一昨年1月5日の第1次配分（国内線37便）の内、路線維持が困難と見込まれる年間旅客数40万人未満の4路線（鳥取・米子等）に優先配分。

※東京から鳥取・米子に向かう始発便は、どちらも6時台の出発で、非常に利用しにくいダイヤであり、観光誘客のための旅行商品の造成も難しいなど不便を来している。また、航空会社からは、羽田空港はすべての時間帯の発着便数が一律に設定されているため、利便性がよく需要の大きい時間帯（出発便の7～9時台）の便数をこれ以上増やすことができないと聞いており、時間帯別発着枠の柔軟な取り扱いが必要。

### <参考>

#### 1 平成23年度の県内空港国内便の状況（鳥取・米子一東京便）

搭乗率、搭乗者数は、年度当初は震災の影響で落ち込んだが、利用促進の取組の結果、小規模の減少にとどまった。

路線	便数	搭乗者数	搭乗率
鳥取-羽田線	4便	(296,750) 276,116人	(61.6) 60.2%
米子鬼太郎-羽田線	5便	(398,730) 393,565人	(66.0) 65.9%

(注)上段( )書きは、平成22年度の数値。

#### 2 航空便利用促進のための地元の取組

愛称が定着した「米子鬼太郎空港」の賑わいづくりや、全日空とタイアップした搭乗率向上キャンペーンなど、官民挙げて利用拡大の取組を強力に展開。

<米子鬼太郎空港・立体オブジェ>



<キャンペーンPRポスター>



## 29 私立学校における防災対策の強化について

### 《提案・要望の内容》

- 私立学校の設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業を実施することができるよう、国として十分な予算を確保すること。
- 私立学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。
  - 〔※耐震補強工事の補助率引き上げ、耐震補強が必要な老朽化施設の改築費用の補助対象化など。〕

### <参考>

- 「耐震補強」に関し、耐震化が必要な全ての建物について国庫補助率を引き上げること。

現 行	要 望	参 考
Is値 0.3未満 … 補助率 1/2 0.3~0.7未満 … 補助率 1/3	Is値にかかわらず、補助率を引き上げる。  補助率 2/3	【公立小中学校】 Is値 0.3未満 … 2/3 0.3以上 … 1/2  【県立高校の現行財源措置】 防災対策債(充当率90%) (交付税50%)

- 「改築事業」に関し、私立中・高等学校の改築費用を国庫補助対象とすること。

現 行	要 望	参 考
改築事業は国庫補助対象外	改築事業を補助対象とする。  補助率 1/2	【公立小中学校】 改築事業の国庫補助率 1/2  ※現在、鳥取県内には私立小学校がないため、要望項目の対象には入れていない。

■私立高校の耐震化率は、全国平均よりも低い状況にある。

全 国 : 73.0%

鳥取県 : 52.9% (全国44位) (平成23年4月1日現在)

## 30 私立中学校に対する就学支援金制度について

### 《提案・要望の内容》

○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

- ※「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。
- ※この法律により、平成22年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととともに、私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。
- ※しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかつたことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。
- ※本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図る上では、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。
- ※とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のままで、一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

### <参考>

#### 1 国の就学支援金制度の概要

- ・私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料相当額（年額 118,800円）を支給
- ・低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ（1.5～2倍）

年収（相当）	250万円未満	250万円～350万円未満	350万円～
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
（うち、上乗せ額）	(118,800円)	(59,400円)	—

#### 2 中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	なし	なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

# 31 「第14回全国障害者芸術・文化祭」の鳥取県開催について

## 《提案・要望の内容》

全国障害者芸術・文化祭は、障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がい者への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するなど大変意義深いもの。

鳥取県においては、昨年から鳥取県障がい者文化・芸術祭を開催するとともに、平成21年11月から「障がいを知り、共に生きる」を合い言葉に、障がいのある方もない方も一緒に暮らすことができる共生社会を目指して、「あいサポート運動」に取り組んでいるところであり、この大会の開催は、障がいに対する理解と障がい者の自立を大きく進めるものと期待するところ。

については、下記事項について御配慮いただきたい。

- 平成26年度の「全国障害者芸術・文化祭」の開催について、開催地を鳥取県とすること。
- 鳥取県における開催に際しては、その必要経費について支援を行うこと。

### ※開催計画案

- ・期日 平成26年9～11月の約1ヶ月間  
(3日間にメイン事業を行い、関連事業等をプレイベントとして実施)
- ・場所 鳥取市
- ・内容 文芸、美術、音楽、演劇等
- ・実施方針 鳥取県の障がい者が日ごろ取り組んでいる文化活動を紹介し、その創造性や芸術性を全国に発信する。  
障がいのあるなしに限らず、あらゆる人が自由に参加して交流し、互いに理解を深め輪(和)を広める。  
鳥取県の独自の取組や特色、地域性を打ち出した取組とする。

## <参考>

### 全国障がい者芸術・文化祭 鳥取大会(仮称)開催イメージ

障がい者の芸術および文化活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与する。

#### 『全国障がい者芸術・文化祭』の誘致

#### 平成26年度 第14回鳥取大会

主 催 厚生労働省、鳥取県、開催市

内 容 文芸(短歌、俳句、川柳、等)

開催地等 とりぎん文化会館(参加予定約6,000人)

美術(絵画、彫刻、工芸、書道、写真、等)

期 間 平成26年9～11月の約1ヶ月間

音楽(合唱、音楽会、演奏会、コンサート、等)

演劇(民俗芸能、郷土芸能、等)

※期間中3日間にメイン事業を行い、関連事業等をプレイベントとして実施

実 施 ○鳥取県の障がい者が日ごろ取り組んでいる文化活動を紹介し、その創造性や芸術性を全国に発信する  
方 針 ○障がいのあるなしに限らず、あらゆる人が自由に参加して交流し、互いに理解を深め輪(和)を広める  
○鳥取県の独自の取組や特色、地域性を打ち出した取組とする

#### 先駆者『糸賀一雄』フォーラム

★ 平成26年3月に生誕100年となる本県出身の福祉教育の先駆者 糸賀一雄氏



滋賀県を始め関係機関と連携  
糸賀氏の功績を  
讀えるとともに  
その精神をどう  
引き継ぐかを  
テーマに  
財)糸賀一雄記念財団  
フォーラムを開催

#### 『山陰発！あいサポート運動』関連事業

★ 大会を機に「あいサポート運動」を全国展開

★ 昨年既に連携している「島の劇場」とのコラボレーションにより  
『あいサポート劇場』を開催 など



[H23.9 島の劇場]

[H23.12 広島県]



[H23.3 島根県]

#### 『砂の美術館』

★ 県東部の文化拠点・観光拠点として平成24年4月に開館する「砂の美術館」とのコラボレーション事業を企画

★ 全国からの来訪者に砂の芸術を堪能、体験してもらう



★同時開催する関連事業(案)★ …きらきらアート展 S-1グランプリ(スイーツ品評会) 糸賀一雄顕彰イベント(団体実施)など